

しずおかの木材を活用するための情報発信基地をつくりました。



山に囲まれた静岡市では、森林の環境を守ることが私たちの生活環境を守ることにつながります。それには、木を切って、活かして、そして植えるというサイクルをずっと継続することが大事。しかも、木は再生可能な資源としては優等生、その価値をよく知って、木がある生活を楽しんでもらえるよう、しずおかの木に関わるプロたちが集まり「ききしず」が生まれました。

静岡市産材活用推進情報センター ききしず http://www.kikisiz.jp

静岡市葵区呉服町1-6-5 ミライエ呉服町2階 開場時間/10:00~19:30 (水曜定休) 入場無料 TEL 054-266-7112 【お問い合わせ】 静岡市中山間地振興課 054-294-8807



発行回数 年2回  
発行所 静岡市葵区千代538番地の11  
静岡市森林組合  
TEL 054-278-3141  
E-mail:midori@shizzmori.jp  
HPアドレス http://www.shizzmori.jp  
編集・発行 静岡市森林組合広報委員会  
印刷 大日紙業株式会社  
TEL 054-263-2435(代)

# 第30回 通常総代会開催

平成二十三年八月三十一日、林業センターで、第三十回静岡市森林組合通常総代会を、来賓・役員・総代百八十人（うち書面決議七十七）の出席を得て、盛大に開催されました。

はじめに、秋山組合長より「日本経済はリーマンショック以降、ようやく景気が少しづつですが回復傾向にある中、去る三月十一日、日本観測史上最大級の東北地方太平洋沖地震が発生し、放射能漏れという目に見えない恐怖に脅え国を挙げて復興対策が求められております。一日も早い復興をお願いながら被災地の皆様方に心からお見舞い申し上げます。今年度は、造林現場において労災死亡事故が発生し、組合員並びに関係機関の方々に、ご心配やご迷

惑をお掛けし、お詫びするとともに、亡くなられた御遺族の方にお悔やみ申し上げます。今後は、安全管理・指導を徹底し、事故がないよう努力していく所存でございます。さて、林野庁及び静岡県より、森林組合の組織及び事業運営に関する指導方針が示され、木材自給率五十%以上になることを目標に、施業集約化、路網の整備、必要な人材の育成を軸に効率的・安定的な森林経営の基盤づくりを進めて行くこと、森林組合においては、施業集約化・合意形成、森林経営計画の作成を最優先の業務とすることが求められています。このような状況の中、平成二十二年度は、昨年並みの事業量を確保しましたが、各事業の予算縮小により利益率が上がらず、管理費等節減にも努め、事業利益は計画に達したが、当期剰余金は減少という結果になりました」と挨拶されました。

秋山組合長あいさつ



来賓祝辞といたしまして、田辺市長より「第三十回通常総代会が盛大に開催されたことをお祝い申し上げます。また、組合長をはじめ、役員、職員、組合員、関係者の方々に、ご心配やご迷惑をお掛けし、お詫びするとともに、亡くなられた御遺族の方にお悔やみ申し上げます。今後は、安全管理・指導を徹底し、事故がないよう努力していく所存でございます。さて、林野庁及び静岡県より、森林組合の組織及び事業運営に関する指導方針が示され、木材自給率五十%以上になることを目標に、施業集約化、路網の整備、必要な人材の育成を軸に効率的・安定的な森林経営の基盤づくりを進めて行くこと、森林組合においては、施業集約化・合意形成、森林経営計画の作成を最優先の業務とすることが求められています。このような状況の中、平成二十二年度は、昨年並みの事業量を確保しましたが、各事業の予算縮小により利益率が上がらず、管理費等節減にも努め、事業利益は計画に達したが、当期剰余金は減少という結果になりました」と挨拶されました。

めとする役員、ならびに組合員の皆様方が一丸となつて林業発展のためご尽力いただき心から敬意を表します。さて、林業家の皆様を取巻く環境は依然厳しく、緊急かつ重要な課題となっております。本市としてもまずは市が率先し地元の木材を活用していく、私のマニフェストにもありますように、低層の公共建築物についての原則木造化を進めるとともに木質バイオマスボイラーの本年度中の導入、市産材活用推進情報センター「ききしず」を活用し、市産材の需要拡大。また、国が掲げている十年後の木材自給率五十%以上に向け本市でもプランの実現に向け、集約化・作業道の開設などの支援を進め組合と手を携え積極的に進めてまいりたいと考えております。」とお祝いのことを頂きました。



田辺市長祝辞

また、静岡市議会石川議長、静岡県中部農林事務所首藤所長、静岡県森林組合連合会榛村代表理事会長にもお祝いのお言葉を頂きました。このほか、静岡市経済局

- ## 議案
- 第一号議案 平成二十二年事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記表・附属明細書承認の件
  - 第二号議案 平成二十三年事業計画設定の件
  - 第三号議案 平成二十三年度一般賦課金徴収方法を定める件
  - 第四号議案 平成二十三年度役員報酬を定める件
  - 第五号議案 平成二十三年度諸手数料徴収方法を定める件
  - 第六号議案 平成二十三年度剰余金及び積立金預け入れ先承認の件
  - 第七号議案 平成二十三年度における借入金の高限度を定める件
  - 第八号議案 平成二十三年度における貸付金の最高限度を定める件
  - 第九号議案 「国産材の利活用拡大と森林・林業再生運動」実行計画決定の件

保安林伐採届についてのお願い  
静岡県では、山腹の崩壊が拡大したり、沢の土砂が流出して災害が起らないよう治山工事を進めています。この工事を実施する一帯を保安林に指定し、健全な

安全対策再確認  
平成二十三年五月二十三日、長熊の造林現場において、労災死亡事故が発生し、組合員並びに関係機関の方々にご心配やご迷惑をお掛けしたことをお詫びするとともに、亡くなられた御遺族の方々にお悔やみ申し上げます。

# お知らせ

賦課金納入についてのお知らせ  
平成二十三年八月三十一日の通常総代会も滞りなく終了し、平成二十三年度の賦課金徴収にご承認頂きましたので、みどり（広報紙）と一緒に郵送させていただきます。十月末日までに納入していただきますようよろしくお願いいたします。

また、警察・監督署・林災防による現場検証は、終わっておりますが、結果は出ておりません。結果が分かります次第報告させていただきます。

## Ⅱ 総合貸借対照表

平成23年 6 月30日

科目	内訳	小計	合計	科目	内訳	小計	合計
資産の部	円	円	円	負債の部	円	円	円
流動資産				流動負債			
1. 現金		68,847		1. 受託販売代金		7,592,901	
2. 預金		59,149,612		2. 買掛金		183,945	
3. 売掛金		42,222		3. 未払金	183,945	32,152,227	
4. 未収金	42,222			4. 事業未払金	29,954,952		
5. 事業未収金	76,829,881	77,088,851		5. 一般未払金	340,575		
6. 一般未収金	31,370			6. 未払消費税	1,856,700		
7. 未収賦課金	227,600			7. 未払法人税等		1,161,800	
8. 棚卸資産		787,161		8. 預り金		3,647,493	
9. 購買品	614,961			9. 貸倒引当金		2,000,000	
10. 養苗勘定	172,200			10. 賞与引当金		630,000	
11. 立替金		4,095,491					
12. 林産立替金	3,896,098			流動負債合計			47,368,366
13. 一般立替金	199,393						
14. 仮払金		72,647,003		固定負債			
流動資産合計			213,879,187	1. 退職給付引当金		92,617,799	
固定資産				2. 役員退任慰労金引当金		3,594,000	
有形固定資産				固定負債合計			96,211,799
1. 建物		2,273,562		負債合計			143,580,165
2. 機械装置		1,322,589					
3. 車両運搬具		859,990		純資産の部			
4. 器具及び備品		1,001,946		組合員資本			
5. 森林		101		1. 出資金		32,757,000	
有形固定資産計			5,458,188	2. 利益剰余金		67,135,647	
無形固定資産				3. 法定準備金	16,949,063		
1. 電話加入権		291,176	291,176	4. 任意積立金	50,186,584		
外部出資				5. 当期末処分利益剰余金		2,109,914	
1. 系統出資金	24,880,000			6. 当期剰余金	1,548,345		
2. 出資預け金	50,000			7. 前期繰越剰余金	561,569		
3. 系統外出資金	1,275,000			8. 資本準備金		388,095	
外部出資計			26,205,000	組合員資本合計			102,390,656
その他固定資産				純資産合計			102,390,656
1. リサイクル預託金		53,270		負債・純資産合計			245,970,821
2. 差入保証金		84,000					
その他固定資産計			137,270				
固定資産合計			32,091,643				
資産合計			245,970,821				

## Ⅲ 損益計算書

平成22年 7 月 1 日から平成23年 6 月30日

科目	小計	合計	事業区分			
			計	指導	販売	森林整備
I 事業総収益	円	円	円	円	円	円
1. 事業収益	444,485,838	444,485,838	444,485,838	8,904,648	42,998,102	392,583,088
2. 事業費用	336,654,558	336,654,558	336,654,558	4,452,108	28,025,088	304,177,362
事業総利益		107,831,280	107,831,280	4,452,540	14,973,014	88,405,726
II 事業損益						
1. 人件費	83,854,366	83,854,366	83,854,366	6,959,912	14,003,679	62,890,775
2. 旅費交通費	1,135,357	1,135,357	1,135,357	94,235	189,605	851,518
3. 事務費	2,826,587	2,826,587	2,826,587	234,607	472,040	2,119,940
4. 業務費	814,947	814,947	814,947	67,641	136,096	611,210
5. 諸税負担金	1,931,176	1,931,176	1,931,176	160,288	322,506	1,448,382
6. 施設費	13,287,132	13,287,132	13,287,132	1,102,832	2,218,951	9,965,349
7. 雑費	1,264,138	1,264,138	1,264,138	104,923	211,111	948,104
事業管理費計		105,113,703	105,113,703	8,724,437	17,553,988	78,835,277
事業利益		2,717,577	2,717,577	△4,271,897	△2,580,974	9,570,449
III 経常損益						
1. 事業外収益	1,036,515					
2. 事業外費用	1,176,023					
事業外損益		△ 139,508				
経常利益		2,578,069				
IV 特別損益						
1. 特別損益						
2. 特別損失	229,724					
特別損益		△ 229,724				
税引前当期利益		2,348,345				
法人税・住民税及び事業税額		800,000				
当期剰余金		1,548,345				
前期繰越剰余金		561,569				
当期末処分剰余金		2,109,914				

※事業管理費の各事業への配賦割合は、次のとおり人頭割です。

指導	1.0人
販売	2.0人
森林整備	9.0人
合計	12.0人

※小数点以下未表示のため、配賦数値に合計との不突合があります。

**要注意**

# 森林経営計画に向け —補助事業変更—

来年度（平成24年度）から、森林施業計画に替わる新制度、森林経営計画になります。それに伴い今年（平成23年度）の補助金制度も若干変更されております。変更箇所は、人工造林・下刈り・枝打・除伐・間伐の全ての作業種となります。特に、間伐事業につきましては、面積が5ha以上の間伐（捨切+搬出）+10㎡以上の搬出が必要となり、「特定間伐等促進計画」と「集約化実施計画」の作成が必要となります。また、間伐以外の作業種において、「森林施業計画」を樹立していない方は、補助率が下がっております。今年度、補助金制度を利用される方は、事業内容も決定されていない部分がありますので組合までお問合せ下さい。

### 森林環境保全直接支援事業（各作業種の平成23年度補助要件等）

作業種	年齢	作業内容	条件 1	条件 2	その他要件等
人工造林		地ごしらえ、苗木の植付け等			
下刈り	1 齢級 (1~5年生)	雑草木の除去等	①「森林施業計画」または「特定間伐促進計画」作成（査定係数170） ②その他（査定係数90）	事業規模 1 施行地0.1ha以上	枝下高8mまで
枝打ち	3~6 齢級 (11~30年生)	人工林において行う林木の枝葉の除去			
除伐	3~5 齢級 (11~25年生)	下刈りが終了した5 齢級以下の人工林において行う、不用木の除去、淘汰			
間伐	3~12 齢級 (11~30年生) (過密林分の特例あり)	不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積	「森林施業計画」または「特定間伐促進計画」作成かつ「集約化実施計画」作成（査定係数170のみ）	事業規模 1 施行地0.1ha以上 かつ単年度で「5ha以上の間伐（捨切+搬出）+平均10㎡/haの搬出」	伐採率は20%以上。5年以内に同一施行地において除伐、間伐を実施していないこと。
付帯施設整備	鳥獣外防止施設等整備	鳥獣害防止施設（防護柵）等の整備	上記の本体作業の条件1に準ずる。		
森林作業道		長期間継続して使用される作業道の開設及び改良	上記の本体作業（下刈り除く）の条件1に準ずる。	集約化実施計画の路網整備目標に基づき作設されたもの。	各都道府県において作成した、森林作業道作設指針等にそって作設されたもの。

### 公共造林事業制度（県例規(案)）の新旧（流域育成林整備事業と森林環境保全直接支援事業の比較）（森林整備課作成 H23.6.10）

	~H22 流域育成林整備事業	H23~ 森林環境保全直接支援事業
事業計画	市町が森林整備事業計画を作成	県庁で4流域の森林環境保全整備事業計画を作成
翌年度要望	市町が森林組合等から要望を徴収し、実施計画を作成、農林事務所へ提出 予算状況により修正して再提出	市町が森林組合等から要望を徴収し、 <b>要望書を作成</b> 、農林事務所へ提出。 <b>県庁で実施計画を作成</b> 。予算状況により、市町と要望の調整。
事前計画	農林事務所へ事後申請のみ	農林事務所へ <b>事前計画書</b> （間伐・更新伐・作業道の位置図と概数等）を提出後、事後申請。 <b>市町、森林組合等は受託、直営分と代理申請分をまとめて、事前計画を作成し</b> 、農林事務所へ提出。
申請単位	(施業計画) 1 施行地0.1ha以上 (かつ1 事業主体の合計0.5ha以上)	1 施行地0.1ha以上（間伐・更新伐は加えて、 <b>申請ごと1 集約化実施計画につき合計5ha以上であり</b> 、かつ伐採木の搬出が平均10㎡/ha以上…「集約化団地」） 同一の事業主体による原則接続した施行地は、1 施行地とする
添付書類		<b>請負契約書の写し、社会保険の加入状況等調査書</b> を追加…各申請の都度、書類で確認
補助金査定	1 施行地ごと	1 施行地ごと（ただし、 <b>間伐・更新伐については集約化団地ごと</b> ）
間接経費	市町、受託の事業主体ごとに設定	<b>全ての申請で、作業者の雇用関係の有無、保険加入状況により、施行地別に比率を算出。</b> <b>集約化団地は、各施行地の比率に面積による加重平均値を算出して、各団地の比率とする</b>
現地検査	一定規模以上+規模未満は施行地数の1/10以上の施行地を無作為抽出	一定規模以上+規模未満は <b>施行地数の1/10以上の施行地を無作為抽出</b> (ただし、 <b>間伐・更新伐は、各申請書の総施行地の1/10以上の数の施行地を無作為抽出</b> 。集約化団地が複数ある場合は、集約化団地も無作為抽出)
材積の現地検査	任意の方法により材積を算出し、申請材積と比較	プロット調査により材積を算出し、申請材積と比較
森林作業道	作業道は台帳を作成	森林作業道は全て台帳を作成し、(請求書提出の際) 農林事務所長へ提出
補助金交付	(代理) 補助金交付の報告、手数料報告	(代理) 必要に応じて、補助金交付の報告、手数料報告を求められることができる

※ 平成22年度流域育成林整備事業の繰越事業分は、H23と同じ標準単価、間接経費を使用